

別紙 1 - 1

## 論文審査の結果の要旨および担当者

|      |   |   |   |
|------|---|---|---|
| 報告番号 | ※ | 第 | 号 |
|------|---|---|---|

氏 名 島田 拓司

論 文 題 目

弁明過程の日米文化比較

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 高井次郎

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 野口裕之

名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授 清河幸子

## 論文審査の結果の要旨

本研究は、対人コンテキストにおける弁明過程を「問題発生－弁明要求－弁明方略－弁明の評価」という4局面で構成される被害者と加害者の相互交渉と定義し、これらの各局面での文化変数と個人変数の影響を明らかにして、弁明過程モデルの精緻化を試みた。

1番目の目的は、回想法を用いて、日米の人々が日常体験している弁明過程の類似点と相違点を明らかにすることであった。弁明行為の日米比較を扱った先行研究の多くは、場面想定法によるものが一般的(Hamilton & Hagiwara, 1992; Itoi et al., 1996; Takaku, 2000)で、日常の弁明プロセスに関する実態調査はほとんど実施されていないため、研究1では弁明過程に焦点を当てた質問紙を作成し、日米大学生を対象に日常の弁明体験について、その頻度、弁明の相手、弁明行為の理由、問題事象の性質、弁明行為を誘発した原因、弁明要求の性質、弁明行為後の相手との関係について被害者(被弁明者)および加害者(弁明者)の立場から回答を求めた。その結果、弁明過程の各局面の関連、被害者と加害者の立場からの回答を比較することで、視点の違いによってもたらされる認識の日米間の違いを明らかにした。

2番目の目的は、Schönbach (1990)が弁明過程モデルで提示した各局面を分析し、ポライトネス理論と帰属理論を援用して、モデルを精緻化することであった。弁明過程は、不適切な問題発生の認知が、被害者の弁明要求を誘発し、加害者の弁明行為、被害者の弁明に対する評価へと展開する。先行研究では、問題の深刻さが最も重要な変数の1つであると多くの研究者が認めているものの、深刻さの定義があいまいで、結果の混乱を招いている(Metts & Grohskopf, 2003)ことを踏まえて、研究2と3は、問題の深刻さを、問題の不快感と責任(問題発生の原因)の側面に分け、この両面が弁明エピソードの展開に大きく影響することを明らかにした。結果から、問題の深刻度を2つの側面から評価することで、弁明方略選好のポライトネス予測と自己防衛予測の判断が可能になることが明らかになった。

3番目の目的は、場面想定法を用いて、弁明過程モデルに文化差と個人差を取り込む可能性を検討することであった。個人レベルの個人主義－集団主義である相互独立的自己観と相互協調的自己観(Markus & Kitayama, 1991)および厳格さ－寛容さの文化差(Gelfand et al., 2006)を、問題の深刻さ(不快感や結果責任)の知覚を通して、弁明過程に与える影響を検討した。共分散構造分析による同時分析で検証した自尊感情と弁明方略選好の関係については、日本人は自己有能性と自己弁護的な弁明方略(正当化・拒否)が関連し、米国人は、自己有能性と謝罪、自己好意性と拒否が有意に関連し、さらに、日米データを比較すると、自己好意性と譲歩、拒否、自己有能性と譲歩、拒否のパス係数の間に有意差が見つかっただけでなく、

## 論文審査の結果の要旨

データが正反対の方向性を示した。

4番目の目的は、弁明者ではなく、弁明の受手である被害者の立場から弁明行為の効果を調べることであった。日本人学生と一般社会人を、自尊感情—権利意識—弁明受諾方略の理論モデルを共分散構造分析で検証した結果、特権意識は自己好意性よりも自己有能性と有意に関連しており、特権意識は条件付き容認と話し合いの2方略とポジティブに関連しており、非言語による表出、被害の過小評価とはネガティブに関連していることを示唆する結果が得られた。また、加害者の正当化による弁明は、被害者の条件付き容認と関連していたが、弁明方略よりもむしろ状況要因のほうが弁明受諾方略に強く影響していることを示唆した。

以上、本研究は弁明行為を多角的に、比較文化を通じて検討を進めており、本邦では数少ない弁明に関する研究の中では重要な位置づけにあると思われる。特に、本論文の独自性と学問的貢献として特筆すべき点は次の通りである。

第一に、弁明を嫌うと思われた日本人においても、対人関係の運営においてアメリカ人と同じほど重要な役割を持ち、対人関係におけるその効果は等しく大きいことを明らかにしている。つまり、言い訳をすることは日本人にとってネガティブなニュアンスをもつ一方で、実際の対人関係ではよく使用され、建設的な機能を果たしており、これまでの文化的先入観を裏返す意外な結果が本研究は呈している。

第二に、弁明の対人関係への効果についての独自の効果モデルを提案し、その妥当性と特色を比較文化的に検討しており、最新の文化理論を援用しながら文化差について説明していることは評価に値する。結果も、日米文化差も期待通りの様相を示しており、的確に計画され、研究方法も妥当であることが証明された。

第三に、被害者と加害者の両方の立場から本研究はアプローチをしていることが独特である。行為者に焦点が当てられがちである研究のなかで、受け手への影響も調べており、弁明を被害者と加害者の間で行われる「現実との交渉」として捉えている。心理学の研究の多くは個人内のプロセスを究明しようとしているが、本研究は2者間の交渉されたプロセスとして弁明過程を理解しようとしている。被害者と加害者の間に認識のズレはどの程度生じるのか、を比較文化差的に検討している点は極めて貢献度が高いと評価される。

一方、本論文に対して審査委員からは主に以下の疑問が呈された。

- 1) 本研究の対象者のサンプリングは偏っていないか。特に比較文化を行うためにはサンプリングの等価性が重要。本研究はアメリカ南部の大学でデータ収集がされているが地域的な特色が強いのではないか。

## 論文審査の結果の要旨

- 2) 弁明方略のカテゴリーが十分に相互排他的であるのか。似たようなカテゴリーがあり、それをどのように識別したのか。
- 3) 文化的トレードオフ理論で持ちいれた変数である自己有能性と自己好意性は類似しているが、弁別されるものなのか。
- 4) 弁明相手を友人としているが、「友人」の概念は日米で同じであるのか。
- 5) 場面想定 of 刺激に用いたエピソードは何の根拠で提示したのか。中には被害者の非が問われそうなものもあるので、一様とはいえないのでは。
- 6) 弁明方略の選定が恣意的ではないか。
- 7) 独自で開発した尺度の信頼性係数が低いものがある。
- 8) 弁明動機としている項目のなかには「動機」と言い難いものがある

これらの指摘に対して、博士学位請求者はよく認識しており、質疑に対する応答も具体的かつ適切なものであった。以上を総合して、本論文は新たな視点と知見を提供するものと認められた。

よって、審査委員は全員一致して、本論文を博士（心理学）の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。